

### 保育園入園について

FHの皆さんにお願いです！

厚労省には要望書で「保育園」の入園を認めていただくよう毎年お願いをしていますが、今回厚労省より以下の文書が届きました。

来年度予算要求のご要望にもありましたファミリーホーム家庭の保育所利用についてですが、ご要望の背景としては、年々子どもの問題も複雑化するなか、集団の中での適切な養育が必要。とのことだったと思いますが、保育の利用に当たっては、「保育の必要性」のどの要件に該当するか整理する必要があります。

保育所の利用ニーズが高いファミリーホーム家庭について、

- ・保育が必要な理由の具体例をお示しいただくとともに、
- ・該当すると思われる「保育の必要性」をお示しいただけないでしょうか。

2～3例お示しいただけると幸いです（特に「①就労」を理由とする例があれば是非お示しいただきたいです）。

「保育の必要性」の要件

①就労

・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）

②妊娠、出産

③保護者の疾病、障害

④同居又は長期入院等している親族の介護・看護

・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護

⑤災害復旧

⑥求職活動・起業準備を含む

⑦就学・職業訓練校等における職業訓練を含む

⑧虐待やDVのおそれがあること

⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

との内容です

厚労省では、今までの制限（上記「保育の必要性」）があり、それを具体的な例で乗り越えようとしている姿勢を示しています。皆さんからの意見や経験、実践を出していただければ、保育園入園も可能になってくるかもしれません。

ご連絡は事務局までお願いします。

メール [wanzuhausu@yahoo.co.jp](mailto:wanzuhausu@yahoo.co.jp) Tel 078-219-8577  
090-6666-4230